

令和6年度決算に係る健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

令和6年度東庄町一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

令和7年8月7日

3 審査の経過

令和7年6月23日付け、総第150号をもって審査に付された令和6年度決算に係る財政の健全化判断比率の審査にあたっては、各健全化判断比率の算定に用いられた計数が法規に準拠して正確、かつ、適正に処理されているか等に検討を加え、提出された関係帳票等を精査し、合わせて関係職員の説明を聴取する方法により慎重に審査した。

4 審査の結果

審査に付された各健全化判断比率は、それぞれの算定に用いられた計数が法規に準拠して正確、かつ、適正に処理されており、内容も正当なものと認定した。

5 健全化判断比率の概要

令和6年度決算に係る「各健全化判断比率」並びに、それぞれの指標に対する本町における「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は、次のとおりである。

- (1) 実質赤字比率（実質収支が黒字の場合「—」で表示。単位：％）

実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
—	15.00	20.00

※ 普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

- (2) 連結実質赤字比率（連結実質収支が黒字の場合「—」で表示。単位：％）

連結実質赤字比率	早期健全化基準	財政再生基準
—	20.00	30.00

※ 全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率（一部事務組合、広域連合などは対象外）

(3) 実質公債費比率（単位：％）

実質公債費比率	早期健全化基準	財政再生基準
4. 8	25. 0	35. 0

※ 普通会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3年間の平均（一部事務組合、広域連合なども含む）

(4) 将来負担比率（単位：％）

将来負担比率	早期健全化基準	財政再生基準
—	350. 0	

※ 普通会計が将来負担すべき、実質的な負債の標準財政規模に対する比率

6 審査の個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和6年度決算においては、実質収支は黒字のため、実質赤字比率は該当がない。

(2) 連結実質赤字比率について

令和6年度決算においては、公営企業会計を含む全会計の実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は該当がない。

(3) 実質公債費比率について

令和6年度決算の実質公債費比率は、4. 8％となっており、早期健全化基準の25. 0％と比較すると下回っている。

(4) 将来負担比率について

令和6年度決算の将来負担比率は、マイナスのため、該当がない。

7 審査の総括的意見

令和6年度東庄町一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率にあっては、実質収支額及び連結実質収支額が黒字であり算定されなかったこと、実質公債費比率及び将来負担比率にあっては、これらの比率における早期健全化基準を十分な程度下回っていることから、本町の財政の健全性は保たれていると判断できる。

特に、将来負担比率が、近年はともに、マイナスと推移してきており、本町財政の健全化を示すものとして評価したい。

今後とも、過疎対策事業債などをうまく活用し、健全財政の運営に努められたい。